（船員法施行規則及び海洋汚染等及び海上災害に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の船員法施行規則第十一条第二項（第十九号に係る部分に限る。）の規定及び第二条の規定による改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二条の十七の五の二の規定は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第二百九十五号）附則第二項各号に掲げる原動機については、適用しない。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　平成三十一年六月一日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあつては、同日前に建造に着手されたもの）であつて平成三十三年六月一日前に船舶所有者に対し引き渡されるもの（以下「現存旅客船」といい、次項に規定するものを除く。）に設置されたふん尿等浄化装置（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令第三十六条第一号に規定するふん尿等浄化装置をいう。以下同じ。）の技術上の基準については、第三条の規定による改正後の同令（以下「新規則」という。）第三十八条第二項の規定にかかわらず、平成三十三年五月三十一日までは、なお従前の例による。

2　現存旅客船であつて海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令別表第一の五に掲げるバルティック海海域のうち東経二十八度十分の経度線を西端とする海域の港とバルティック海海域以外の海域の港との間のみを航行するものに設置されたふん尿等浄化装置の技術上の基準については、新規則第三十八条第二項の規定にかかわらず、平成三十五年五月三十一日までは、なお従前の例による。

（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に交付されている第四条の規定による改正前の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第十二号の三様式の国際汚水汚染防止証書は、当該船舶について施行日以後最初に行われる定期検査又は臨時検査の時期までは、同条の規定による改正後の同規則第十二号の三様式の国際汚水汚染防止証書とみなす。

○環境省令第二十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第四項、第二十三条、第二十四条第一項、第二十六条第一項及び第二項の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月一日　環境大臣　中川　雅治

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（販売禁止鳥獣等） **第二十二条**　法第二十三条第一項の環境省令で定める鳥獣又は鳥類の卵は、ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）及びオオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）並びにそれらの卵とする。 2　（略） （販売の目的） **第二十三条**　法第二十四条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるとおりとする。ただし、オオタカ（アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ）にあっては、第一号イ及びハ並びに第二号イ及びトに掲げるものに限る。 一　販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣でない場合 イ‖　博物館、動物園その他これに類する施設における展示 ロ｜（略） ハ｜（略） 二　販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣である場合 イ‖　博物館、動物園その他これに類する施設における展示 ロ～ト｜（略） （輸入の場合に輸出国の政府機関等の発行する証明書を添付すべき鳥獣等） **第二十七条**　法第二十六条第一項の環境省令で定める鳥獣、鳥獣の加工品及び鳥類の卵は、次のとおりとする。	（販売禁止鳥獣等） **第二十二条**　法第二十三条第一項の環境省令で定める鳥獣又は鳥類の卵は、ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）及びその卵とする。 2　（略） （販売の目的） **第二十三条**　法第二十四条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるとおりとする。 一　販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣でない場合 （新設） イ｜（略） ロ｜（略） 二　販売しようとする鳥獣が人工増殖した鳥獣である場合 （新設） イ～ヘ｜（略） （輸入の場合に輸出国の政府機関等の発行する証明書を添付すべき鳥獣等） **第二十七条**　法第二十六条第一項の環境省令で定める鳥獣、鳥獣の加工品及び鳥類の卵は、次のとおりとする。